



# 岡本特許 ニュース

http://www.  
okamoto-pat.jp/

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2019 OCTOBER / 222号

## ★ 2019 年特許法改正と査証制度の創設 ★

2019 年特許法改正（施行日未定）では、①査証制度の創設、及び、②損害賠償額算定方法の見直し、が主要な項目となっています。今月はそのうち、①査証制度の創設について簡単に見ておきたいと思います。

### 1. 経緯

特許権侵害訴訟においては、権利者側で侵害の立証をする必要があります。しかし、侵害しているのかどうかの証拠を被疑侵害者側が保有しており、権利者側で入手することが難しい場合もあります。この問題に対処するため従来、文書提出命令（民事訴訟法 221 条、特許法 105 条）、証拠保全（民事訴訟法 234 条）等の証拠収集手続が定められていましたが、積極的に活用されてきたとはいえない状況であり、改善が求められていました。

### 2. 制度の概要

(1) 「査証」というとビザを連想しますが、元々の意味は「調査して証明すること」です。今回導入されることになった査証制度とは、「特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度」であると説明されています。

(2) 裁判所は、以下の要件を満たす場合に、査証命令を出すことができます（新法 105 条の 2）。

- ① 特許権侵害訴訟／専用実施権侵害訴訟における申立てであること
- ② 相手方が書類等を所持・管理していること
- ③ 立証のため証拠収集が必要であること（【必要性】）
- ④ 侵害したことを疑うに足りる相当な理由があること（【蓋然性】）
- ⑤ 他の手段では証拠収集ができないと見込まれること（【補充性】）
- ⑥ 相当でない（負担が不相当等）とは認められないこと（【相当性】）

(3) 査証人は中立な技術専門家の中から裁判所により指名されます。査証人は、裁判所が命令・許可した範囲内において、資料収集を実施し、その結果についての報告書を作成して、裁判所に提出します（新法 205 条の 2 の 4）。査証を受ける当事者が正当な理由なく査証人の措置要求を拒んだときは、立証されるべき事実に関する査証申立当事者の主張が真実と擬制されます（新法 205 条の 2 の 5）。

(4) 査証により営業秘密が漏洩することを防止する方策として、以下の制度が新設されました。従前より認められている閲覧禁止の申立てを行うこともできます。

- ① 査証人の忌避（新法 105 条の 2 の 3）

（査証人が申立人の関係先であるなど、誠実に査証することを妨げるべき事情があるときに、査証人の忌避（交代）を申し立てることできるという制度です。）

- ② 査証報告書の全部または一部の黒塗り（新法 105 条の 2 の 6）

- ③ 査証人による秘密漏洩の刑事罰

(5) 査証報告書の開示範囲が確定した後、両当事者は、裁判所書記官に対して、査証報告書の閲覧・謄写又は正本・謄本・抄本の交付を請求することができ、当事者はこれを訴訟手続において書証として提出することができます（新法 205 条の 2 の 7）。